

嵐山町議会平成30年第1回臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	21
署名議員	23

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第144号

平成30年第1回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年7月25日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成30年8月6日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

1) 平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番 吉 本 秀 二 議 員	2 番 森 一 人 議 員
4 番 長 島 邦 夫 議 員	5 番 青 柳 賢 治 議 員
6 番 畠 山 美 幸 議 員	7 番 吉 場 道 雄 議 員
8 番 河 井 勝 久 議 員	9 番 川 口 浩 史 議 員
1 1 番 松 本 美 子 議 員	1 2 番 安 藤 欣 男 議 員
1 3 番 渋 谷 登 美 子 議 員	1 4 番 佐 久 間 孝 光 議 員

○ 不 応 招 議 員 (2 名)

3 番 大 野 敏 行 議 員	1 0 番 清 水 正 之 議 員
-----------------	-------------------

平成30年第1回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

8月6日(月)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定について

○出席議員（12名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
4番	長島邦夫	議員	5番	青柳賢治	議員
6番	畠山美幸	議員	7番	吉場道雄	議員
8番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（2名）

3番	大野敏行	議員	10番	清水正之	議員
----	------	----	-----	------	----

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
岡本史靖技監	
青木務総務課長	
山下隆志企業支援課長	
永島宣幸教育長	

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第1回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、平成30年第1回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時54分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 川口浩史 議員

第11番 松本美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員会委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長、並びに出席

要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の予算1件の計1件ということでございます。

その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は、本日8月6日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで若干の報告をいたします。

初めに、議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案1件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、議案第38号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。地方自治法第214条の規定に基づき新たに債務負担行為を1件設定するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木総務課長。

〔青木 務総務課長登壇〕

○青木 務総務課長 それでは、議案第38号の細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。第1表、債務負担行為補正でございますが、嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業に関しまして、埼玉県と嵐山町とで協定を締結する予定でございます、基本協定書案に定めます、嵐山町が負担すべき額につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

債務を負担すべき期間につきましては、事業が完了する翌年の平成33年度から平成37年度までの5年間であり、また限度額につきましては、基本協定に定める負担額、これは総事業費の3%相当額でございますが、と文言にて定めるものでございます。基本協定書案につきましては、本日お示しをさせていただきました。この負担金の内容につきましては、協定書案第7条に規定がございます。

5ページ以降の説明資料につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この臨時議会が、いつの段階で臨時議会を開こうというふうにしたのか、ちょっとそれを初めに伺いたいと思います。

それから、この内容としては、県が調査費、用地取得費、補償費、造成工事費、あるいは県の事務費、分譲経費も含めるということで、町がもう調査を行っているわけですね。その分は後で返ってくるという、こういう理解でよろしいのですか。今後

町の部分としては、全体でかかった3%を負担するだけでいいのですよという、そういうことでよろしいのか、伺いたいと思います。

それから、この3%なのですが、県全体で、これは岡本技監のほうがいいのですかね、全体を知っている方は誰でもいいのですけれども、3%より多いところがあるのか、あるいはそれを下回っているところがあるのか、伺えればと思います。

それと、工事は実際いつから始める予定なのか、伺いたいと思います。

臨時議会は、いつ決めたかということと関連して説明あると思うのですけれども、この内容と、どうしても9月までの間に決めなくてはならないのだという説明があると思うのですけれども、あわせて1番目の質問の中に入れておきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 それでは、私からは1点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

本日の臨時議会でございますが、7月24日に招集の告示を行うと同時に、議会に対しまして、ご通知を申し上げたところでございます。臨時議会ということでございますが、9月議会を待つことができず、協定書を締結する前に債務負担行為の議決をいただくと、こういった必要がございましたので、臨時議会ということで、お願いをさせていただきます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから2点目、それと3点目、4点目、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、町のほうで事前に調査を行っておりますけれども、こちらの調査費が最終的に返ってくるのかというふうな内容だったかと思えます。これにつきましては、事前に町のほうで独自に行った調査でございまして、契約をこの後させていただく予定でございますけれども、契約日以降に発生するものに限られているという認識でございます。

それと、3%より多いところがあるのか、あるいはそれより少ないところがあるのかというふうな内容でございますけれども、こちらの3%の負担につきまして、過日確認をさせていただきました。こちらについては、企業局さんの産業団地整備に關す

る基本的な考え方というものが整備されておりまして、こちらに明記がされているというふうなところで資料をいただいたところでございます。3%というくだりがございますけれども、これより多い市町村、あるいは少ない市町村があるというような内容に関しては、県のほうからは、特に知らされておられませんので、現状では3%という形で、どこの市町村とも協定を結ばれているという認識でございます。

それと、工事のほうでございますけれども、4点目になります。こちらにつきましては、着手を予定しているのが、平成31年度に着手をいたしまして、平成32年度で完了するという計画であるというふうなことをお聞きしております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。そうですかというのは、今聞いてはですけども、臨時議会を決めたのが7月24日で、緊急性があるのかなと思って聞いたのですけれども、今の説明では全くないわけですよ、9月議会を待たずして。それはそうですよ。臨時議会を開くのですから、9月5日まで待てなかったという理由がどこにあるのかということをお聞きしているのです、そのところを説明できなかつたら、この臨時議会、何のために開いたのだと、さっきの話ではないですけども、この電気も朝の8時に入れているらしいですよ。この部屋は大きいのですから、エアコンを入れると、がくんと下がるのではないな、上がるらしいです、担当の人に聞いたら。真冬とか、真夏というのは、大変電気がかかると。そういう中で開いているわけですから、それだけの意義がなかつたらだめなのですよ、開いては。それを説明できないのですから、だめですよ。ちゃんとなぜ開いたのか、9月5日予定ですから、5日まで待てなかったのかをきちんと説明するようにしていただきたいと思います。どうせ説明できないのでしょから、いいですよ。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そう。では、おっしゃってください。

そうすると、3%、埼玉県下では全て3%で、各市町村と協定を結んでいるということで、よろしいのですか。それより上もない、下もないということでやっているのだと、こういう理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

工事の始めが平成31年度と、これは一番初めに戻るのですけれども、工事の始めが平成31年度、まだ半年以上あるわけですよ、そうですよね。どうしてこの時期に協

定を結ばなければ間に合わないのか、ちょっとわからないのですけれども、業者の選定も当然それはあるでしょうけれども、これはまさに臨時議会を開く必要はないのではないかなと、工事の関係からすると思います。それをちょっと伺いたいと思います。

平成37年、そうすると、平成38年から企業を募集して、それで企業の進出のある方は工場設置の工事をやっていただくということで、ちょっと漏れてしまったので、その1点伺えればと思います。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 1点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

最初の答弁の中で、9月議会まで待てないというふうに申し上げました。現在県から示されているスケジュールでございますと、今週の8日の日に協定書を締結する段取りだというふうに伺っております。ですので、9月議会を待つことができないということでございまして、日程調整をさせていただき、本日の臨時議会をお願いというふうになった次第でございます。ご理解いただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは最初に、3%より多いところ、少ないところがあるのかなのかという内容の関係でございますけれども、県のほうに記載されておりますものを見ましても、これは3%というふうなことがうたわれておりまして、3%ということで、どこの市町村も契約をしているというふうに私のほうは認識をしているところでございます。

それと、工事が平成31年から始まるわけでございますけれども、協定の関係でございます。こちらにつきましては、この後、協定を締結させていただきまして、以前にもお答えをしている部分も若干一般質問等でございますけれども、当花見台拡張地区に関しては、エントリー&オーダーメイド方式で実施をしていくということで、実施設計の段階から企業の募集を始めるという内容の説明が以前からございました。この募集の時期は、8月の終わりごろから開始をしたいということを伺っております。したがって、大変申しわけないわけでございますけれども、こういった部分もございまして、事業が実際に動き始めます。そういったこともございまして、今回臨時議会をお願いしている部分もございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、最後の部分で企業さんの募集の関係がございましたけれども、こちらのエントリー&オーダーメイド方式によって募集をかけて、ある程度期間をいただいて、

企業さんの内容に関して経営状況等を判断、企業局、そして町のほうも含めて協議をする時間をとっていただいて、その後に内定をする予定でございます。そういったこともございまして、以前の花見台、今、稼働している花見台の方式とは、また違って、工事が始まるときには企業さんが内定をしているという状況になろうかと思います。

現状では、今の工事計画、年次計画の内容からしますと、引き渡し、その内定している企業さんに最終的に決定して引き渡しを予定しているのが、平成33年度に現状ではしているということを伺っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 8月8日に協定を結ぶということで、これは県からそういう通知が来たわけなのですか。この日以外ではだめなのですよということで、県から来て、急遽臨時会を開くということにしたわけなのですか。これはもう少し町として、大野議員などきょう都合つかなかったと、自分の意思表示できないわけですよ。そういう中で開いてしまったというのは、私はまずいなと非常に思うのですよ。この協定が8日でなかったらだめだったわけなのですか。これはおくらすことはできないわけなのですか。工事が始まるのは来年度だということをおっしゃっている。別に8月に募集しなくてもいいわけですよ、9月に募集したって、これは平成33年に、もう平成ではないですけども、そのときには、引き渡すのだということであれば、これは1カ月や2カ月おくても何ら差し支えないというふうに私は考えざるを得ないのです。その説明が、今までの説明だと、別にこれだと臨時議会を開く内容ではないなと、こう思わざるを得ないのですけれども、きちんと説明できますか、これは。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 花見台の拡張については、町が、職員が精魂傾けて事業を進めてきたわけなのです。特に地権者の事前の交渉、これから調印というか、契約書の調印になるわけですけども、全て賛成の方ばかりではなくて、大変苦勞している方もいたわけです。そういったことを逐一企業局と連携をしながら、情報を企業局にも入れながら、この基本協定の締結の時期というのを探っていたわけなのです。我々やっていることと企業局が進めていることと、その辺が連携しないと、なかなか大きな事業ですから進みません。そういったこともございまして、事業を進めてきた結果、8月8日で、その後県のいろいろ予定スケジュールがありますので、そちらを進めていこう

というふうな事になったということでございます。

7月に入ってから、そういうふうなことが県のほうから打診があって、さらに担当課としても、課題であったものをさらに詰めて、また努力をして、そういったことを積み重ねてきて、今があるというふうなことでございまして、一日も早く、この事業が完成をして、早くその効果、事業効果があらわれるように我々も考えているわけでございまして、それが4月の時点で、予算を編成した時点で事業には着手をして、現在まで来ているわけですが、やっと基本協定を結べる段階まで来たということでございまして、ぜひその点については、ご理解を賜りたいというふうに思います。また、今後もいろいろな課題が出てくるというふうに思います。その節は、またいろいろ議会の皆様方にもご指導いただきながら、町としては進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほどからの話を伺っていますと、既に県のほうでは当初予算でこれが出ているということですよ、金額が、予算額。大体どの程度の予算を組んでいるのか。事業額が、多分ある程度決まっていなくて予算にも出せないの、どのぐらいの事業額として考えているのかということです。

それから、オーダーメイド型でやっていくということで、これは随分話を聞いているわけですが、オーダーメイド型でやっていって、それで2年間で造成工事をするということなので、オーダーメイド型の、これから募集というふうな形で、ある程度の企業の目安が決まっていると思うのです。募集していても、それから平成31年度に着工ですから、8月から平成31年度の4月までですと、7カ月ぐらいの間に、全て着工するまでにいろいろな調査研究が行われるということですが、ある程度決まっていると思うのです。全く決まっていなくていいということではなく、ここに来ていると思うのです。その点について伺います。

それと、急に決まったということは、今まで難しい地権者がいたのだけれども、全ての地権者が、これで了解したというふうに、そのためにこの事業に入っていくという形になったのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず最初に、県のほうの予算の関係でございます。私どものほうに示されている資料ですと、平成30年度の当初予算で6億8,600万円ほどの予算を要求しているという内容を伺っております。そして、現在示されている総事業費でございますけれども、こちらにつきましては、現段階で約13億円という内容を伺っております。したがって、この13億円という額が協定の原資になってくるという認識でございます。

そして、地権者の関係でございます。地権者さんの関係、これから実際に今、用地のほうの契約という形になってくるわけでございますけれども、当初に現地のほうの調査に入るといふ段階で、既に担当のほうでは事前に地権者さんにお話をし、現地のほうに入らせていただいております。そのときに既に事業に関しては、全ての方、調査に入ってくださいという内容でお話をいただいて、気持ちよく現地のほうに入らせていただいております。その後、用地等のお話も若干させていただきながら、全て個別で、この1年かけて、地権者さんと協議を重ねております。

そういったこともございまして、実際にはこの後の調印で、どういう形になってくるかという部分かなというふうにご検討でございます。今の状況ですと、かなり当初からいい感触をいただいておりますので、スムーズにいけるのではないかなというふうにも考えているところでございますけれども、やはりこれは実際に契約となりましたときにどうなるかという部分がございまして、何とも言えない状況でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 すみません。1点申しわけございません。

オーダーメイド型の企業さんの関係でございます。こちらにつきましては、既に県の関係部署、企業局さんのほうもございまして、労働関係の部署もございまして、同時にこの花見台の関係に関しましては、事前にご協力をいただいて始まっております。実際には、今現在でも県のホームページをごらんいただきますと、嵐山町の花見台の拡張部分を含めてほかに3地区、合計で4地区が掲載されておまして、この後オーダーメイド型の募集を開始しますという内容で掲示をさせていただきます。

先ほどの川口議員のお話の中でもお答えをさせていただきましたけれども、8月の後半、終わりには、この募集を開始するというお話をいただいておりますので、今現在掲示されている、募集を開始する予定が順次変わってくるものというふうに認識し

でございます。感触としましては、かなりこの嵐山小川インターチェンジの近く、約1キロでこの現場のほうに到着しますので、注目はいただいているという状況は把握できております。特にまたこの辺は、いろいろと最終的に県、あるいは町のほうの協議によって申し込みをされた企業さん、最終的に決まってくるという部分もございまして、今現在は何かの企業さんから話は事前に届いているという状況のみ伺ってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 平成30年に当初で6億8,600万円の予算が出ているということでした。そして、事業が平成31年度から開始されて、13億円の総事業費というのですか、事業費が13億円だから、全部で18億円、19億円、20億円ぐらいになるのですかね、これは。調査費も合わせてということで、造成工事が13億円ですよ。ということは、既にもう6億8,600万円が出ていて、そして平成31年度に事業を開始するということが決まっているので、8月6日の、1つは気になっているのですけれども、臨時議会ではなくて、6月議会で補正予算を組むことができたのではないかなと思うのですが、この点について県のほうでは、こういうふうな形で、ある程度の段取りができてからでないと、このような3%というふうなことが決まっているのに、債務負担行為の金額を協定という形で議案にすることを、市町村に議案として上げないというふうな形になっているのか、どの時点で上げていくようになっているのか、技監のほうに1つ伺いたいと思います。

そして、今までの話ですと、オーダーメイド型で2社ということでした。2社で、そして13億円と20億円近くの経費がかかるわけですがけれども、これで県の企業局のほうは黒字と見込んでいるのか、赤字と見込んでいるのか。私は、ずっと情報公開で見ていると、県は赤字になっていても、これは一旦県が手をつけた以上は、これは造成事業を行っていくというふうな形が出ていました。

そこで、私が非常に不愉快だなと思っているのですけれども、これからやりますけれども、埼玉県は情報公開請求で、そういうのを一切出してこないのです。だから、嵐山町の、私の議員としても、これはどういう流れで、こういうふうな形のものが決定していくのかということが全くわからないのですよ。埼玉県ではなくて、嵐山町の情報公開はある程度まで出ていました。ところが、ある日突然、県との関係で、県の

情報公開にかかわるものは、町も県が非公開にするものは、町も非公開にするというふうな形になってきたので、これで全くこの事業のあり方とか、何がどうなっているのかわからないのです。そういうふうな形の中で、これを進めていくことの問題があるなと思っているのですけれども、これからもこういうふうな形で、今後も事業を進めていくのでしょうか、それを伺いたいと思います。造成事業に関して、特に大きい問題ですからね。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 最初に、1点目の内容につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどの事業費の関係でございますけれども、6億8,000万円という額に関しましては、総事業費の13億円の内訳として出ている金額でございます、13億円のほかに6億8,000万円という形ではございません。あくまでも13億円の予定されている総事業費の中の予算要求をされているという内容でございます。

そしてあと、ちょっとお答えになるかあれなのですけれども、うちのほうでも極力打ち合わせをしながら、県のほうの情報もいただくようにはしているのですけれども、なかなか後追いで資料をいただいているような状況でございます。まことに申しわけないのですけれども、この事業費関係に関しましても、最近資料をいただいて、初めて内容がわかったという状況でございます、なかなか事前に説明もできていないという部分もあろうかと思いますが、ご容赦いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 岡本技監。

○岡本史靖技監 県の予算の考え方というのをちょっと簡単に説明させていただきます。

まず、平成30年度6億8,000万円ぐらい、企業局のほうは予算措置しているというような話なのですけれども、これは事業のスケジュールに基づいて、多分平成30年度には用地買収に入るだろうということで、用地買収費も含めて多分6億8,000万円というふうな形で予算を含めていると思います。

その用地買収に入るに当たっては、やはり事業を決定しなくてはならなくて、事業決定、企業局として本当に完全にゴーサインしようというのが、いろいろ話している

と都市計画決定の手続がちゃんとうまくスケジュール的にいく、都市計画課との調整がうまくできていると、できそうだということになって初めてゴーサインしようということで、その辺の県の都市計画課との調整が、最近7月ぐらいにやっと告示に対してゴーサインが出てきたというような形になりまして、企業局のほうとしても、これでもう都市計画の手続が進むということで、事業のほうをゴーサインすると。県の予算としては、それもゴーサインするという前提として6億8,000万円ぐらいの予算を計上していたということになります。

以上です。

○佐久間孝光議長 青木総務課長。

○青木 務総務課長 私からは情報公開のご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきますと思います。

改めて申し上げるまでもございませんが、嵐山町では、町の定めております嵐山町情報公開条例の規定に基づきまして取り扱っているところでございます。その条文をちょっと読みますと、第6条に、公開しないことができる公文書、こういったことが規定をされておりまして、その第6条の第7号に「国等との協議、依頼等に基づき作成し、または取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係が著しく損なわれると認められるもの」と、こういったものについては公開しないことができるというふうに規定がございますので、今、議員さんの質問の中にあつたような、そういったケースは当然あろうかというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今のお話を聞いていますと、6億8,600万円の中に用地費があつて、あと調査費などが加わっていると。ですから、造成工事は6億円強というふうな考え方でいいのですか。そして、その中には企業からの、2企業になるか、3企業になるかわかりませんが、そこからの造成工事費というのは入ってこないのですか。その部分も全く見えてこないで、その部分を伺いたいと思うのです。それが、まず1点目です。

それと、2点目で、嵐山町で都市計画決定をして、それから埼玉県の同意をするというのが通常の手続だと思うのですが、埼玉県の同意が7月になって、その同意については、どこにも別に私たちは知る必要もなく、埼玉県が勝手に同意したよ

というふうな形で、公示とか、告示とかされることはないのですか。私もよくわからないのですけれども、これだと県の企業局がやっていることであるから、嵐山町では全くこの議案になって出てこようにも、来ることについても、これだけ、今まで情報公開請求でとっていた部分があるので、それが下地となって質問ができていますけれども、本来ならば、議員として知らなくてはいけない情報が、全くないで、こういうふうなことを調査していて、しかもこれは協定書案に関しては、きょうもらったのですよ。

こういうふうな議案質疑は、基本的に議会質疑というのは議会質疑にならないと思うのですよ。そのことについて、どうお考えになるのか、伺いたいと思います。これはちょっとひどいなと思って、議会軽視というのですか、皆さん政友会の方が多いですから、もうゴー、絶対に行けると思っているから、そういうふうな形になっていくと思うのですけれども、私は、これは見えても何もわかりません。ということについてご質問いたします。3つです。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、造成の関係でございまして、造成に関しましては、実際には平成31年度の予算に計上されてくるのかというふうな認識でございまして、この事業収支の部分に用地費、造成工事費等々ございまして、造成工事費に関しましては、県のほうでは現在8億円余りの費用を概算で見ているというふうな認識しております。

まず、これには収支の部分でございまして、支出のほうに関しては14億2,000万円余りでございまして、そして、最終的に分譲収入等考慮した収入のほうは15億8,000万円ほど見てございまして、その差額というふうなことが黒字として県のほうで見込んでいる部分になろうかと思っております。

そして、この事業を進めるのに当たりまして、2点目の都市計画の部分になりますけれども、平成29年度からこちらの花見台の関係の調整を、都市計画決定のための調整を各部署とさせていただいております。そして、平成30年度、今年度に入ってから、引き続き調整をさせていただきました。こちらのほうはインターランプとあわせて行っておりまして、インターランプのほうに先に決まりをつけて、民間事業でございましたので、先に決まりをつけてから、こちらの花見台のほうの手続、調整に入っております。本来でしたら、もう少し早目に調整ができる部分もあったかと思っております。

れども、最大限努力させていただきましたが、この時期になってしまったということ
でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 岡本技監。

○岡本史靖技監 先ほどご質問の中で、県の告示とか、そういうのがあるのかというの
があったと思うのですけれども、これから都市計画法の第16条だったり、第17条だっ
たりの手続を進めます。その前の事前の調整が終わっていくということになっていま
す。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 すみません。若干漏れがございました。

基本協定の関係でございますけれども、基本協定に関しましては、こちらにつきま
しては、実は7月4日に県のほうから協定を締結したい旨申し出がございまして、当
初その中身を見させていただきまして、調整を図ってきたという内容でございまして、
県のほうでは8月4日、この後になりますけれども、4日付で協定を締結したいとい
うことのでございました。

〔何事か言う人あり〕

○山下隆志企業支援課長 8月8日です。失礼しました。8月8日の水曜日になります
けれども、付で締結をしたいということのでございました。こちらは県のほうの基本的
な考え方に基づいて内部で、この協定に関して委員会が設けられておりまして、こち
らに出して協議をしたいということのでございます。ということをお伺っております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この花見台工業団地の拡張については、これは本当に平成25年ごろ
でしょうか、から花見台の拡張というものは後で決まってくるけれども、稼ぐ力を
いかに発揮をするところ、企業誘致を進めていくかというのは取り組んでおりまして、
花見台の拡張が決定をしたときも、その都度議会のほうに全協等を通じてご説明申し
上げて、町の取り組み方針等もお伝えをしているわけです。また、議員さんからもい

ろいろな機会を通じまして、ご意見も頂戴しておりますし、町も重点事業を進めております。議会の皆様方のご意見も真摯に受けとめまして、お答えをしているつもりですけれども、決して議員さんがご心配なさっているようなことは、町側としては、そんなことは思っておりませんので、今後もこの事業が一日も早く進捗するように、ぜひご指導賜りたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[何事か言う人あり]

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 造成の費用の関係で追加をさせていただきます。

造成に関しましては、今現在8億円という数字で概算が出されておりますけれども、こちらの費用に関しては、最終的に企業さんが決まりまして、造成費用も加味された売却価格にその分が網羅されて処分がされると。その差額が1億6,000万円ほど今の計画では予定をしているということでございますので、委託費を含めて調査費、造成費が、この処分する金額に含まれてくるという内容でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） いろいろ答弁いただきまして、本当にここまでよく進んでこられたと思います。債務負担行為ですので、一般財源が使われるわけでございます。

そこで、もう一度、いわゆる総事業費、これはいわゆる13億円という答弁で、一応協定書案が、これからでございますけれども、そういうふうな受けとめ方でよろしいのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの参考資料として出させていただいております協定書の第7条にも記載がございますけれども、こちらを若干読ませていただきますと、「乙は、甲が事業の施行に要した費用の3パーセントに相当する額を負担金として甲に支払うものとする。なお、事業費には調査費、用地取得費、補償費、造成工事費のほか甲の事務費、分譲経費を含めるものとする」という内容でございます。したがって、今現在、本日お

話しさせていただいております、13億円という額に関しましては、今県が作成しているあくまでも概算でございまして、これが最終的に、この後事業が始まりますけれども、入札がかかって差金も出ます。そうしたものを最終的に合計した額が総事業費になりますので、当然端数も出てくるかと思えます。今現在では13億円という概算の事業費で、あくまでも予定をしておりますけれども、工事、事業が終わって精算をして、その額の3%相当分を町が5年間の均等割で県のほうにお支払いをしていくと。事業が終わった、その翌年度から県のほうにお支払いをしていくという内容で、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 1名ですかね。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。議案第38号に反対いたします。

この理由というのは、1つありまして、全く嵐山町の情報公開条例においても、今までは突然情報として出さなくなったこと、そのために何が起こっているかわからないというふうな状況があります。その中で、質疑の中で、こういうふうな13億円のうちの3%ですから4,000万円、それで上限があるから3,000万円を上限にするというふうな形で、今読んでいるのですけれども、こういったものが議案として出てきて、その場で、これを審査しなくてはいけない。しかも、これは千代田コンサルタントは、この金額を出してなかったのですけれども、嵐山町の場合は、昭和建設というのにお願いで10億円くらいで全部の金額ができていたというふうな形になったのです。それを見て埼玉県企業局が、ではこれならばできるかというふうな形でやって、現在のところ、13億円というふうな形になっています。

私も、この事業の進め方がちょっと嵐山町の場合、強引なのではないかなというふうな思いがとても強くあります。しかも、これをやるために、わざわざ技監に入ってきていただいて、そしてこの形を進めているわけですが、ほかにもありますけれども、そういった形で進めることが、果たして是となるか非となるか。そして、これがかなり予算を食うものですから、埼玉県に関しても予算を食います。そういったものがどの程度嵐山町に今後反映されてくるのかということもわからず、内容的なことが全く私たち議員にわからないということ自体、それで議案に出てくるということが問題であり、このことについて、これは私が今まで情報公開請求で持っていたものが原資となって皆さん質疑してやっとこんな形が、ある程度のことが出てきたという形ですので、こういった議案に関しましては、私は賛成することができず反対討論いたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成30年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして第1回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員